様式18を次のように改める。

様式１８

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第４項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことの証明申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第４条第１項の規定により、（証明を受けた時の文書番号）において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第４項の規定により、証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことに関する議決権の保有の状況については別紙のとおりである。

記

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことに関する議決権の保有の状況（別紙６）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式18の次に次の様式を加える。

別紙６

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第３条第１項第２号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式の取得の日から起算して３年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有することとなったことに関する議決権の保有の状況

省令第４条第４項の申請時における特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の保有の状況については以下の通りである。

議決権変更日	議決権割合変更理由（取得・譲渡・その他）	株式の種類	取得・譲渡・その他で変動した議決権の数	議決権変更後に保有する議決権の数	総株主の議決権の数	議決権変更後の議決権の保有割合	摘要
（例）2027年9月1日	取得	普通株式	80	240	400	60%	セカンダリー取引

＿＿＿＿＿

経営資源活用共同化推進事業者による、当社の総株主の議決権の状況に相違ないことを確認した。

年　　月　　日

法人番号
名　　称
住　　所
代表者の氏名

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。